

製品安全データシート



1. 製品及び会社情報

製品名	ペインター-20
製造元	
会社名	信越化学工業株式会社
住所	〒379-0195 群馬県安中市磯部2-13-1
連絡先	群馬事業所 品質保証部
電話番号	027-385-2172
ファックス番号	027-385-2753
供給元	
会社名	信越化学工業株式会社
住所	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1
連絡先	シリコン事業本部 総括部
電話番号	03-3246-5121
ファックス番号	03-3246-5381
緊急連絡先	027-385-2172 (休日・夜間: 027-385-2111)
推奨用途及び使用上の制限	
推奨用途	シーラント プライマー
使用上の制限	一般工業用

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分2
健康に対する有害性	急性毒性 (経皮)	区分4
	急性毒性 (吸入)	区分4
	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2A
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1A
	特定標的臓器毒性 (単回暴露)	区分1 (中枢神経系, 腎臓, 肝臓, 呼吸器)
	特定標的臓器毒性 (単回暴露)	区分3 気道刺激性
	特定標的臓器毒性 (単回暴露)	区分3 麻酔作用
	特定標的臓器毒性 (反復暴露)	区分1 (中枢神経系, 腎臓, 肝臓, 神経系, 呼吸器)
環境に対する有害性	水生環境急性有害性	区分2
	水生環境慢性有害性	区分3

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険

引火性の高い液体および蒸気。皮膚に接触すると有害 (経皮)。吸入すると有害 (気体、蒸気、粉塵、ミスト)。皮膚刺激。強い眼刺激。発がんのおそれの疑い。生殖能または胎児への悪影響のおそれ。臓器 (中枢神経系, 腎臓, 肝臓, 呼吸器) の障害。呼吸器への刺激のおそれ。眠気およびめまいのおそれ。長期にわたる、または反復暴露により臓器 (中枢神経系, 腎臓, 肝臓, 神経系, 呼吸器) の障害。水生生物に毒性。長期的影響により水生生物に有害。

注意書き**安全対策**

使用前に取扱説明書を入手すること。すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。容器を密閉しておくこと。容器を接地すること/アースをとること。防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/を使用すること。火花を発生させない工具を使用すること。静電気放電に対する予防措置を講ずること。粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。取扱後はよく洗うこと。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。環境への放出を避けること。保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

応急措置

火災の場合:適切な消火剤を使用すること。皮膚(または髪)にかかった場合:直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合:医師の診断/手当てを受けること。吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合:医師の診断/手当てを受けること。暴露又は暴露の懸念がある場合:医師の診断/手当てを受けること。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

保管

施錠して保管すること。換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。容器を密閉しておくこと。

廃棄

内容物/容器を現地/地域/国/国際法律に従って処理すること。

想定される非常事態の概要

熱、火花または炎で発火する可能性がある。吸入すると有害(気体、蒸気、粉塵、ミスト)。皮膚に接触すると有害(経皮)。発がんのおそれの疑い。皮膚刺激。強い眼刺激。呼吸器系に刺激を起こすことがある。臓器の障害。生殖に影響を与えることがある。眠気およびめまいのおそれ。長期にわたる暴露により慢性影響をうけることがある。水路に排出されると環境に対して有害である。

3. 組成、成分情報**化学物質・混合物の区別**

混合物
(シリコーン溶液)

成分	官報公示整理番号			
	CAS番号	化審法	安衛法	含有量 (%)
キシレン	1330-20-7	(3)-3	(3)-3	20 - 25
エチルベンゼン(キシレン含有成分)	100-41-4	(3)-28	(3)-28	20 - 25
トルエン	108-88-3	(3)-2	(3)-2	5 - 10

化審法;全成分登録済保証。

4. 応急措置**吸入した場合**

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。必要に応じて酸素または人工呼吸を行う。被害者が物質を吸入した場合、マウスツーマウス蘇生法を行ってはならない。一方方向弁付き携帯マスクまたは適切な呼吸医療機器を使用して人口呼吸を行う。気分が悪い時は医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類すべてを直ちに脱ぐ。石鹼と多量の水で洗い流す。皮膚に少量付着した場合、影響を受けていない皮膚に物質が広がるのを防止すること。気分が悪い時は医師に連絡すること。

目に入った場合

直ちに多量の水で15分以上洗浄すること。コンタクトレンズをしていて容易に取り外せる場合は取り外す。その後も洗浄を続けること。刺激が強まったり続く場合には医師の手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。直ちに医師の手当てを受けること。

応急措置をする者の保護

暴露又は暴露の懸念がある場合:医師の診断/手当てを受けること。医療スタッフに物質が何であるかを伝え、自身の保護措置にも気をつけさせる。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

医師に対する特別な注意事項

症状に応じて処置すること。

5. 火災時の措置**消火剤**

水噴霧。泡消火剤。粉末消火剤。二酸化炭素(CO2)。

使ってはならない消火剤

棒状水による消火は、火災が激しくなったり飛び火したりするので、やってはならない。

火災時の特有の危険有害性

加熱および火災により有害な蒸気/ガスが生成されることがある。

特有の消火方法

火災や爆発の場合、ヒュームを吸入してはならない。もし危険を冒さずにできる場合は、火災区域から容器を移動させる。流出水は環境に有害性の懸念あり。

消火を行う者の保護

消防士は、防火衣、ヘルメット、手袋、ゴムブーツを含む標準的な防護衣、自給式呼吸器(SCBA)を着用する。

6. 漏出時の措置**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**

関係者以外の立ち入りを禁止する。流出が著しくて回収できない場合は、現地当局に通告すべきである。火災をとまなわない流出および漏出の場合、全身化学防護服を着用する。閉鎖された場所に入るときは事前に換気を行う。適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項

安全を確認してから、流出防止の措置をとる。環境への放出を避けること。

封じ込め及び浄化の方法・機材 全ての着火源を取り除く（その場での喫煙、炎、スパークまたは火炎は禁止）。可燃性物質（木材、紙、油など）を流出物から遠ざける。

大量の漏出：危険を伴わずに出来る場合には、物質の流れを止める。可能な場合は漏出物が広がるのを防止すること。プラスチックのシートで覆い、拡散を防止する。パーミキュライト、砂、土などの不燃性材料を用いて製品を吸収し、廃棄のため容器に収める。水路、下水道、地下または密閉された場所へ流入を防ぐ。

少量の漏出：布等の吸収材で拭き取る。残った汚染を除去する為に床をよく清掃すること。

元の容器に回収して再使用することは絶対に避けること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	製品を取り扱う時に使用するすべての装置は、接地しておく必要がある。火花を発生させない工具および防爆型装置を使用する。
局所排気・全体換気	蒸気は、空気と混合し、爆発性混合物を生成することがある。換気のよい場所でのみ取り扱うこと。
注意事項	使用前に取扱説明書を入手すること。裸火、熱源または発火源の近くで、取り扱ったり、保管したり、開けてはいけない。直射日光に当てないようにする。禁煙 静電気の放電防止策を施す。指定された個人用保護具を使用すること。使用中は飲食や喫煙をしないこと。取扱い後は手をよく洗うこと。環境への放出を避けること。排水路に流してはならない。
安全取扱い注意事項	すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。妊娠中/授乳期中は接触を避けること。ミストや蒸気を吸入しないこと。皮膚に触れないようにする。眼に入らないようにする。長時間の暴露を避けること。衣服との接触を避ける。

保管

技術的対策	特になし。
適切な保管条件	施錠して保管すること。熱、火花、裸火から離して保管する。冷所に保管。換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。子供の手の届かないように保管すること。直射日光が入らない、涼しく乾燥した場所に貯蔵すること。
混触禁止物質	『10. 安定性及び反応性』を参照。
安全な容器包装材料	元の容器で保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度（暴露限界値）および管理濃度

作業環境評価基準(昭和63年9月1日号外、労働省告示第79号)別表

成分	タイプ	数値
キシレン (1330-20-7)	管理濃度	50 ppm
トルエン (108-88-3)	管理濃度	20 ppm
日本産業衛生学会		
成分	タイプ	数値
エチルベンゼン(キシレン含有成分) (100-41-4)	TWA	217 mg/m3
キシレン (1330-20-7)	TWA	50 ppm 217 mg/m3
トルエン (108-88-3)	TWA	50 ppm 188 mg/m3 50 ppm
ACGIH		
成分	タイプ	数値
エチルベンゼン(キシレン含有成分) (100-41-4)	TWA	20 ppm
キシレン (1330-20-7)	STEL	150 ppm
	TWA	100 ppm
トルエン (108-88-3)	TWA	20 ppm
US, ACGIH, BEIs, Biological Exposure Indices		
成分	タイプ	数値
エチルベンゼン(キシレン含有成分) (100-41-4)	BEI	0.7 g/g
キシレン (1330-20-7)	BEI	1.5 g/g
トルエン (108-88-3)	BEI	0.3 mg/g 0.03 mg/l 0.02 mg/l

設備対策

防爆型の全体および局所排気型換気装置。洗眼設備を設置する。

保護具

呼吸器の保護具	作業者が暴露限界値を上回る濃度にさらされる場合には、適切な認定を受けたマスクを着用する必要がある。
手の保護具	保護手袋を着用すること。
目の保護具	側板付安全眼鏡（またはゴーグル）を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用する。

適切な衛生対策

使用中は飲食や喫煙をしない。眼に入らないようにする。皮膚に触れないようにする。衣服との接触を避ける。休憩前や製品取扱い直後には手を洗う。適切な産業衛生および安全対策のもとに取扱う。

9. 物理的及び化学的性質

外観

形状	液体
色	白色
臭い	溶剤臭
pH	データなし
融点 / 凝固点	該当せず
沸点、初留点と沸騰範囲	110 °C (230 ° F) [トルエン]
引火点	22 °C (71.6 ° F) (密閉式)
自然発火温度 (発火点)	> 300 °C (> 572 ° F)
燃焼又は爆発範囲—下限	1 % v/v [キシレン]
燃焼又は爆発範囲—上限	7 % v/v [キシレン]
蒸気圧	3.5 kPa (25 ° C) [トルエン]
蒸気密度	3.1 (空気=1.0) [トルエン]
蒸発速度	> 1 (酢酸ブチル=1.0) [トルエン]
比重 (相対密度)	1.2 (25 ° C)
溶解性 (水)	不溶
n-オクタノール/水分配係数	該当せず
分解温度	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の条件では安定。
危険有害反応可能性	危険な重合は起こらない。
避けるべき条件	特になし。
混触危険物質	強酸化剤。
危険有害性分解生成物	加熱又は燃焼により下記の分解生成物を発生する可能性がある。 一酸化炭素、二酸化炭素等の酸化炭素類、不完全燃焼により生成する微量の炭素化合物。二酸化珪素。ホルムアルデヒド。

11. 有害性情報

成分

試験結果

エチルベンゼン(キシレン含有成分) (100-41-4)	急性 経口 LD50 ラット: 3500 mg/kg 急性 経口 LD50 ラット: 5.46 g/kg 急性 経皮 LD50 ウサギ: 17800 mg/kg
トルエン (108-88-3)	急性 吸入 LC50 マウス: 400 mg/l 24 hr 急性 吸入 LC50 ラット: 8000 mg/l 4 hr 急性 経口 LD50 ラット: 5000 mg/kg 急性 経口 LD50 ラット: 2.6 g/kg 急性 経皮 LD50 ウサギ: 12124 mg/kg 急性 経皮 LD50 ウサギ: 14.1 ml/kg
キシレン (1330-20-7)	急性 吸入 LC50 マウス: 3907 mg/l 6 hr 急性 吸入 LC50 ラット: 6350 mg/l 4 hr 急性 吸入 LCL0 ラット: 8000 mg/l 4 hr 急性 経口 LD50 マウス: 1590 mg/kg 急性 経口 LD50 ラット: 3523 - 8600 mg/kg 急性 経皮 LD50 ウサギ: > 43 g/kg

皮膚腐食性/刺激性

皮膚刺激。 [トルエン] [キシレン]
軽度の皮膚刺激。 [エチルベンゼン(キシレン含有成分)]

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

強い眼刺激。 [キシレン]
眼刺激。 [トルエン] [エチルベンゼン(キシレン含有成分)]

発がん性

発がんのおそれの疑い。 [エチルベンゼン(キシレン含有成分)]

ACGIH発がん性物質

エチルベンゼン(キシレン含有成分) (CAS 100-41-4)

A3 動物に対して発がん性が確認された物質 (ヒトに対する発がん性との関連は未知)

キシレン (CAS 1330-20-7)

A4 ヒトへの発がん性を分類できない。

トルエン (CAS 108-88-3)

IARC発がん性評価モノグラフ

エチルベンゼン(キシレン含有成分) (CAS 100-41-4)

キシレン (CAS 1330-20-7)

トルエン (CAS 108-88-3)

日本産業衛生学会 - 発がん性物質

エチルベンゼン(キシレン含有成分) (CAS 100-41-4)

A4 ヒトへの発がん性を分類できない。

2B ヒトに発がん性の可能性がある。

3 ヒトへの発がん性を分類できない。

3 ヒトへの発がん性を分類できない。

2B 人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質 (証拠が比較的十分でない物質)

生殖毒性

生殖能または胎児への悪影響のおそれ。 [キシレン] [エチルベンゼン(キシレン含有成分)] [トルエン]

特定標的臓器毒性 (単回暴露)下記の臓器に影響を与える可能性がある。
中枢神経系。腎臓。肝臓。呼吸器。麻酔作用。 [キシレン]
中枢神経系。気道刺激性。 [エチルベンゼン(キシレン含有成分)]
中枢神経系。気道刺激性。麻酔作用。 [トルエン]**特定標的臓器毒性 (反復暴露)**長期にわたるまたは反復暴露により下記の臓器に影響を与える可能性がある。
呼吸器。神経系。 [キシレン]
中枢神経系。腎臓。肝臓。 [トルエン]**吸引性呼吸器有害性**飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ。 [エチルベンゼン(キシレン含有成分)] [トルエン]
飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ。 [キシレン]

12. 環境影響情報

環境影響データ**成分****試験結果**

エチルベンゼン(キシレン含有成分) (100-41-4)

EC50 オオミジンコ: 1.37 - 4.4 mg/l 48 hr

LC50 ニジマス (Oncorhynchus mykiss): 4.2 mg/l 96 hr

トルエン (108-88-3)

EC50 オオミジンコ: 5.46 - 9.83 mg/l 48 hr

LC50 ギンザケ (Oncorhynchus kisutch): 5.5 mg/l 96 hr

キシレン (1330-20-7)

LC50 ニジマス (Oncorhynchus mykiss): 2.661 - 4.093 mg/l 96 hr

生態毒性水生生物に非常に強い毒性。 [エチルベンゼン(キシレン含有成分)]
水生生物に毒性。 [トルエン] [キシレン]
長期的影響により水生生物に毒性。 [キシレン]

13. 廃棄上の注意

地域の廃棄規制

焼却処理。その際、シリカの微粉が生成致しますので適切な設備での焼却をお願い致します。また、必要に応じて防塵マスク等の保護具の着用をお願い致します。廃棄物処理法の許可を受けた業者に処理を委託する。本物質を下水や給水設備に流さないこと。内容物/容器は、地域/地方/国/国際法律に従って処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制**IATA****Basic shipping requirements:**UN number 1866
Proper shipping name Resin solution flammable
Hazard class 3
Packing group II
ERG code 3L**IMDG****Basic shipping requirements:**UN number 1866
Proper shipping name RESIN SOLUTION flammable
Hazard class 3
Packing group II
EmS No. F-E, S-E*
Marine pollutant Not regulated.
(P / Not regulated)



IATA



IMDG

国内規制

国内輸送については15章の規制に従うこと。

緊急時応急措置指針番号

128

15. 適用法令

労働安全衛生法

危険物

引火性の物

特化則

第一類物質

該当せず

第二類物質

該当せず

第三類物質

該当せず

有機則

第一種有機溶剤

該当せず

第二種有機溶剤

トルエン

キシレン

第三種有機溶剤

該当せず

通知対象物

エチルベンゼン

20 - 25 %

トルエン

5.0 - 10 %

キシレン

20 - 25 %

表示対象物

トルエン

キシレン

毒物及び劇物取締法

特定毒物

該当せず

毒物

該当せず

劇物

該当せず

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

第一種特定化学物質

該当せず

第二種特定化学物質

該当せず

監視化学物質

該当せず

優先評価化学物質

エチルベンゼン

トルエン

化学物質排出把握管理促進法

特定第一種指定化学物質(物質名、政令番号、含量)

該当せず

第一種指定化学物質(物質名、政令番号、含量)

エチルベンゼン

政令番号 53 21 %

トルエン

政令番号 300 9.5 %

キシレン

政令番号 80 21 %

第二種指定化学物質(物質名、政令番号、含量)

該当せず

消防法

第四類第二石油類(非水溶性液体) 危険等級III

航空法・施行規則

引火性液体類

船舶安全法・危規則

引火性液体類

火薬類取締法

該当せず

高压ガス保安法

該当せず

海洋汚染防止法

該当せず

16. その他の情報

引用文献

HSDB® - Hazardous Substances Data Bank
JIS Z 7250: 2005化学物質等安全データシート (MSDS) - 第一部: 内容及び項目の順序
日本化学工業協会GHS対応ガイドライン、平成20年10月
IARC発がん性評価モノグラフ
National Toxicology Program (NTP) Report on Carcinogens
ACGIH Documentation of the Threshold Limit Values and Biological Exposure Indices
日本産業衛生学会、許容濃度等の勧告

この製品安全データシートは、化学物質等安全データシートの日本工業規格 (JIS Z 7250:2005) に沿って作成致しました。本記載内容は代表値であり、規格、および保証値を示すものではありません。また、推奨される産業衛生措置および安全な取扱い方法は、通常の取扱いにおいて適用した方が良いと思われる内容を記載しておりますので具体的な用途や取扱い条件に照らして、推奨事項が適切かどうかご検討の上ご判断頂くようお願い致します。

本品は、一般工業用途向けに開発・製造されたものです。医療用その他特殊な用途へのご使用に際しては貴社にて事前にテストを行ない、当該用途に使用する事の安全性をご確認の上ご使用ください。医療用インプラント用には絶対に使用しないでください。

版番号

01

改訂日

2012/03/07